

《ナイジェリア最大の総合見本市》  
ラゴス国際見本市 2026



ジャパン・パビリオン  
出品案内書

2026年  
《会期》 11月6日(金)～15日(日)  
会期10日間

2026年  
11月6日(金)～10日(火)  
会期5日間 ※希望者限定(出品者数に制限あり)

《会場》 TAFAWA BALEWA SQUARE  
ナイジェリア・ラゴス

募集締切: 2026年 7月17日(金) 17:00 日本時間

※全体運営等について主催者から変更の要請・指示があった場合、  
ジェトロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

## ■ はじめに

ナイジェリア最大・40年の歴史を誇る総合見本市「ラゴス国際見本市」。西アフリカ経済の中心・ラゴスで毎年開催され、ビジネスチャンスの最前線として注目を集めています。2025年開催時は約2.3万㎡の規模で、世界19カ国から1,066社が出展、来場者数は約34万人を記録。アフリカ市場へのゲートウェイとして確かな実績を誇ります。

今回で11回目を迎えるジャパン・パビリオンでは、初めて「消費財・ライフスタイル分野」に特化。さらに、日本のポップカルチャーを発信するイベント「Super Japan」を同時開催し、将来の主力購買層である若年層を強力に誘客します。日本ブランドの魅力を“体験”として届けることで、商品認知の向上と実践的なB2Bマッチングを同時に実現します。

本パビリオンでは、現地バイヤーや有力流通関係者を含む多様な来場者に向けて、日本ならではの高品質な製品・ブランド価値を効果的にアピール。市場参入・販路拡大を力強くサポートするとともに、日本のライフスタイルそのものの魅力を総合的に発信します。急成長を続けるナイジェリア市場への足がかりとして、これ以上ない好機です。ぜひ本見本市を貴社ビジネス拡大の一歩としてご活用ください。

### <参考情報> ナイジェリアをもっと知るために 併せてご参照ください

#### ▼国・地域別情報「ナイジェリア」

ナイジェリアの政治経済概況について紹介

<https://www.jetro.go.jp/world/africa/ng.html>

#### ▼流通プロセス可視化、在庫管理と需要予測でコスト減（ナイジェリア）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/1202/1771904c3ccf3454.html>

#### ▼ナイジェリア女性市場の可能性-アフリカ最大都市ラゴスの女性・ベビー用品市場

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/2753d2a1919facff.html>

#### ▼AIで安全なお産をサポートするフェムテック系スタートアップの挑戦

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/1202/9b23ccc96348aade.html>

#### ▼隣接深海港は地域最大級、ラゴスフリーゾーンを解説（ナイジェリア）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/1202/05d475a1d69191ff.html>

#### ▼2025年度 海外進出日系企業実態調査（アフリカ編）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2025/01/702101f517678155.html>

#### ▼アフリカの食品・飲料市場調査（ナイジェリア編）（2023年2月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/af3594f654b0e379.html>

#### ▼ナイジェリア市場別紹介動画

（農業、小売、ヘルスケア、自動車、エンターテインメント、美容・パーソナルケア）

[https://www.youtube.com/watch?v=WvHDnVk\\_M2U](https://www.youtube.com/watch?v=WvHDnVk_M2U)

# ナイジェリアの特徴

## 1. 人口2.3億人の巨大市場



人口は約2億3,000万人にのぼり、アフリカ随一の巨大市場です。  
2055年には人口4億人を突破し、**世界第3位の人口大国**になると予測されています。



## 2. 消費行動の価値観は多様化

一方、モダンリテールは未だ限定的。  
伝統的なマーケットが流通の約95%を占めるといわれます。  
**価格重視と品質重視の消費者層が混在し、ターゲットの絞込が大切に。**  
流通網の可視化には、スタートアップを含む現地パートナーとの連携も視野にBtoB, BtoCでの市場攻略が重要です。

## 3. スタートアップが社会インフラに

また、**スタートアップ投資が活発化し、**  
ナイジェリアはアフリカで上位の投資金額・投資件数を誇ります。  
2022年にキャッシュレス比率が約4割に達し、  
ラゴスなど都市部を中心に日常生活に浸透しています。  
写真は青空市場のエージェント。  
銀行の支店がないところでも入出金や送金を代行します。

## ジェトロの国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」特集



リンク



リンク



アフリカで最もおしゃれな人が多いといわれるナイジェリア。  
美容や服飾費の支出も多いといわれています。  
ファッションショーや即売会等が市内で定期開催されます。

2023年には日本企業ら33社が参加。  
現地スタッフを起用し、サンプルを配布する企業も。  
現地のニーズに応える商品が多くブースに並びました。

# 1. ラゴス国際見本市2026 概要

名称	2026 LAGOS INTERNATIONAL TRADE FAIR/ラゴス国際見本市2026
会期	2026年11月6日（金）～11月15日（日）（10日間） 開催時間：8：00～18：00（予定）
会場	TAFAWA BALEWA SQUARE タファワ・バレワ・スクエア
主催者	ラゴス商工会議所（LCCI：The Lagos Chamber of Commerce and Industry）
開催規模	22,995㎡（2025年実績）
対象業種	総合見本市（全業種）： 食品、雑貨、家電、自動車、保険、建設、機械、ICT、アパレル、サービスなど
来場者数	約340,000人（10日間合計/2025年実績）
公式URL	<a href="https://lagosinternationaltradefair.com/">https://lagosinternationaltradefair.com/</a>



多くの人で賑う各国のパビリオン



2025年には19か国もの外国企業・団体が出展



様々な分野の出品者が集う展示会会場



会場のタファワ・バレワ・スクエアは、かつてナイジェリアの独立記念式典も行われた

## 2. ジャパン・パビリオン 概要

熱量の高い来場者との接点を創出することで、日本製品・ブランドへの共感と関心を喚起し、将来的な市場拡大へとつなげます。このため、出品企業の選定にあたっては「Super Japan」との相乗効果に加え、「日本のライフスタイル提案」というジャパン・パビリオン全体コンセプトとの親和性を重視します。さらに本年は、新たに5日間の短期出展枠（※出品者数に制限あり）を設けます。出展目的やご予算に応じて柔軟に選択でき、より戦略的かつ参加しやすい出展環境を整えました。

会期初日から3日目（11月6日～8日）にかけて、日本の魅力を体感できるポップカルチャーイベント「Super Japan」を同時開催します。本イベントは、日本のアニメやポップカルチャーに高い関心を持つ若年層をメインターゲットとし、今後の購買を担う潜在顧客層への効果的なアプローチを実現します。

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
会期	① 2026年11月6日（金）～11月15日（日）（会期10日間） ② 2026年11月6日（金）～11月10日（火）（会期5日間） ※希望者限定（出品者数に制限あり）
出品規模	1,500 m <sup>2</sup> （ジャパン・パビリオンテント総面積、内500m <sup>2</sup> は併催予定のポップカルチャーイベント「Super Japan」用スペース）
出品者数	約20社（予定） ※2025年実績：39社
出品対象	<b>消費財・ライフスタイル関連製品</b> （例：化粧品・美容関連、食品、ギフト・日用品、アウトドア・フィットネス製品、ポップカルチャー関連製品・サービス、先進テクノロジー関連製品等）
来場者数	約50,000人 （ジャパン・パビリオン10日間合計／2025年実績、ジェトロ調べ）
ご参考	■ 日本のポップカルチャーを訴求力として「Super Japan in Lagos」を初開催 — ナイジェリア最大の総合見本市ラゴス国際見本市に「ジャパン・パビリオン」設置 —   2025年 - 記者発表 - お知らせ - 記者発表 - ジェトロ ■ 2025年ラゴス国際見本市が開催、ジャパンパビリオンで初めて「Super Japan」を併催（ナイジェリア）   ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ



日本の有名ブランドが集結し  
来場者で活気であふれるパビリオン内



ステージイベントで商品紹介し  
耳を傾ける来場者

### 3. 出品者の要件

- ① 日本で法人資格を有する企業、地方自治体、業界団体および現地法人など。
- ② 本見本市への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内の同意が得られていること。
- ③ 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
- ④ 会期中の全日程でブースに常駐し出品・商談が可能であること（会期中の撤収は不可、但し短縮会期出品者を除く）。現地渡航を伴わず現地法人、現地代理店等を通じて出展する場合も同様とし、出品製品・ブランドの商談権限がある者（委託を受けた者を含む）が常駐し対応すること。
- ⑤ ナイジェリアへの海外ビジネス展開に意欲がある者。
- ⑥ 本見本市の趣旨に賛同する者。
- ⑦ 商談に必要な相応の準備ができること（英文の商談資料等）。また、会期後も商談および輸出に関与できる担当者がいること。
- ⑧ 本事業にかかる書類の作成、問い合わせ等に迅速に対応できる担当者がいること。
- ⑨ 出品料の支払いについて、日本国内のジェット口の指定口座への振込みができること。
- ⑩ 「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」の記載事項を了承していること。同案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、同案内書と同要綱に矛盾がある場合には、同案内書の記載内容を優先します。
- ⑪ 代理店参加の場合、出品商品のブランド主から書面にて見本市参加・代理商談・ブランド名/ロゴの提出について了承を得ていること。
- ⑫ ジェット口および見本市主催者が出品者として適当であると承認した者。
- ⑬ 会期前、会期中、会期後にジェット口が実施するアンケートに回答すること（輸出実績、商談件数、成約（見込み）件数、成約（見込み）金額など）。
- ⑭ 見本市主催者の定める見本市参加要項に従い準備・出品ができること。
- ⑮ ジェット口および見本市主催者が求める提出書類を事前に準備できること。

### 4. 出品物の要件

- ① 出品物が見本市およびジャパン・パビリオンの「出品対象」に合致していること（4ページ参照）。
- ② 日本ブランドの製品・技術・サービス等を展示すること（中古品は展示対象外）。
- ③ 必要に応じて、輸出検査証明書等の提示が可能であること。

## 5. 出品形態・出品料（不課税）

出品形態 1小間（9㎡）		中堅・中小企業料金	一般料金
会期10日間	標準ブース （統一装飾デザイン）	<b>56,000円</b>	<b>111,000円</b>
	スペースのみ	<b>50,000円</b>	<b>100,000円</b>
会期5日間	標準ブース （統一装飾デザイン）	<b>34,000円</b>	<b>67,000円</b>

※会期5日間希望者限定（出品者数に制限あり）を設けます。

※在ナイジェリア企業に限りナイラ建てでのお支払いが可能です。詳細は英語版出品案内書をご確認ください。

### ◆留意事項

- 出品料の支払いは、日本国内のJETROの指定口座へ振込みをお願いします。
- 請求書発行からお支払い期限までの期間が短くなる場合があります。
- お申し込みは標準ブースまたはスペースのみのいずれかでお申し込みください。**標準ブースは1小間を最小単位とします。スペースのみは、4小間以上のお申し込みに限ります。**
- 中堅企業、中小企業料金の適用にあたり、その定義については、7ページをご覧ください。出品申込者が日本の中堅・中小企業であること、及び出品者名を日本の中堅・中小企業名とすることが必要です。中堅・中小企業料金は、現地法人や現地代理店による出品申込には適用されません。ただし、連絡先・現場対応者として現地法人・代理店の登録は可能です。
- 本見本市に国からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方も出品料は一般料金となります。ただし、国庫補助金に該当しない補助金・助成金（地方公共団体等が実施するもの）については、この限りではありません。補助金につきましては、各都道府県へお問合せください。
- 自治体・工業会等の団体によるお申し込みの場合、お申し込み前に本案内書の末尾に記載のJETRO窓口にお問い合わせください。
- 申込企業が、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、中堅・中小企業料金の対象外とします。

## ◆中小企業者の定義

### <中堅企業の定義>

下記の中小企業者以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する会社であって、応募日において常用雇用者2,000人以下の法人とします。

### <中小企業の定義>

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

※詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

**留意事項** 申込企業が、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、中堅・中小企業料金の対象外とします。また、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

## 6. 出品料に含まれるサービス

出品形態	サービス内容（1小間あたり）
標準ブース	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 展示スペース（1小間：3m×3m=9㎡）</li><li>■ ジェットロによる統一デザインに基づく小間の基本装飾（一定量の電気代およびその工事費を含む）</li><li>■ 備品：社名表示板、受付台1台、展示台1台、椅子2脚、スポットライト2灯、電気ソケット1個、ゴミ箱1個</li></ul>
スペースのみ	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 展示スペース（1小間：3m×3m=9㎡）</li></ul> ※独自装飾に係る経費は全て出品者の負担となります。



標準ブースイメージ

## 7. 出品料に含まれないサービス

- 出品物調達費
- （標準ブースの場合）基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源等にかかる経費
- 出品物に係る輸送関連経費、関税および消費税等
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料
- 現地での交通費
- 食費等の個人的な経費
- 専有のアシスタント、通訳等に関わる経費
- その他「出品料に含まれるサービス」に定める以外の経費

## 8. ご利用可能なサービス

### ◆ジェットロ・メンバーズ特別料金

ジェットロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の10%を割引します。

#### ■条件：

- ①割引料金は会員1口につき年会費70,000円（税抜）を年間割引の上限とします。
- ②割引は日本国内からジェットロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。
- ③ジェットロにおける出品申込書・承諾書受領後に、ジェットロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。

#### ■留意点：

- ✓「東京都海外展開支援（予定）」（東京貿易情報センター）の適用を受ける在京企業は、二重補助の観点から「ジェットロ会員の割引補填」を併用できません。
- ✓次ページの「大阪府・ジェットロ大阪本部による出展料補助制度」（予定）の適用を受ける在阪企業は、二重補助の観点から「ジェットロ会員の割引補填」を併用できません。
- ✓参加を取りやめた場合、キャンセル料に対する補填はできません。

まだジェットロ・メンバーズに加入されていない皆様は、この機会に入会をご検討ください。

【お申し込み・詳細はこちら】 <https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

### ◆東京都「金融機関と連携した『海外展開支援』」

東京都は、金融機関と連携した「海外展開支援」制度を設けています。以下3つの条件を全て満たす場合、この制度のもと、ジェットロの有償サービスを1社あたり最大100万円まで無償で利用できるものです。

- #### ■対象：
- ①東京都内に登記済み事業所がある者
  - ②東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者
  - ③「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

#### ■詳細：

▽東京都産業労働局HP：

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/>

▽ジェットロHP：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェットロ・メンバーズ割引及び他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

※本プログラム申し込み日までの「東京都海外展開支援」お申し込みで割引適用が可能です。

#### ■申込方法：

本展示会にて東京都海外展開支援を利用するには、出品申込とは別に申請が必要です。締切日までに指定の申請書を取引先金融機関を通じてジェットロ東京へご提出ください。

▽東京都海外展開支援申込書（様式）

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/yoshiki1-3>

※「海外展開支援申込書」の確認・審査には最大1カ月程度かかる場合があります。金融企業様にお早めにご相談のうえ、「海外展開支援申込書」をご準備ください。

■お問合せ先：ジェットロ東京貿易情報センター（TEL：03-3582-4953 /E-mail：[knt-tokyo@jetro.go.jp](mailto:knt-tokyo@jetro.go.jp)）

## 9. お申込みの流れ

出展を迷っている方へ：ナイジェリア消費市場についてのウェビナーを開催予定！

2026年6月30日（火）日本時間16:00（予定）

### STEP1 | イベント申し込み【オンライン入力】

「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」をよくお読みのうえ、以下のサイトからお申し込みください。

※初めてご利用の方はユーザー登録（無料）が必要となります。

【出品募集サイト】 <http://www.jetro.go.jp/events/litf2026.html>

【申し込み期限】 **2026年7月17日（金）17:00まで（日本時間）**

### STEP2 | 企業情報&申込書（PDF）提出【オンライン入力】

以下サイトより、①企業情報および②出品申込書・承諾書（代表者印（会社実印）を押印し、スキャン、PDF化したもの）をご提出ください。

※個別マッチングを希望される方は別途Japan Streetへの登録が必要となります。詳細は対象の方にお知らせします。**Japan Streetへの登録は8月19日（水）までに実施頂きます。**

【企業情報登録フォーム】 [https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odd/litf2026\\_apply\\_jpn](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odd/litf2026_apply_jpn)

【申し込み期限】 **2026年7月17日（金）17:00まで（日本時間）**

◆内容確認連絡◆ ジェトロにて、STEP2の内容を確認後、ご連絡いたします。

### STEP3 | 出品申込書・承諾書（押印済み原本2部）の提出【郵送】

ジェトロから連絡を受けた後、ご提出いただいたスキャンデータの原本2部を以下宛先まで郵送にてご提出ください。

【郵送先】〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階  
ジェトロ海外展開支援部 フロンティア開拓課 アフリカビジネス支援班 宛

【提出期限】 **2026年7月24日（金）まで**

◆選考結果通知◆ ジェトロ（および主催者）による審査のうえ、選考結果を通知します。

### STEP4 | 出品料の振込（出品確定）

◆請求書送付◆ ジェトロから出品内定者へ「出品申込書・承諾書」の承諾欄に押印し、ご請求書と合わせてPDF送付および郵送します。

請求書に記載の出品料を必ず**下記ご入金期限**までにお振込みください。出品料を期限までにお支払いいただいた時点で、正式な出品者として承認されます。

※**入金期限までにご入金の確認ができない場合は、出品申込が取り消されたものとみなします。**

※**出品料振込に要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。**

【入金期限】 **2026年8月28日（金）まで**

## 10. 注意事項

※以下には重要な情報が記載されています。お申込みの前に必ずご確認ください。

### 【全体】

- お申込が予定小間数に達した場合は、締切日以前でも募集を締め切る場合がございます。
- 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェットロにご連絡願います。申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェットロおよび主催者はその内容によっては応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
- 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等取得願います。（経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>）また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを申込の条件といたします。  
([https://www5.jetro.go.jp/newsletter/odd/2023/lagos/gaitame\\_tokki.pdf](https://www5.jetro.go.jp/newsletter/odd/2023/lagos/gaitame_tokki.pdf))
- ジェットロが成果把握等のために実施するアンケートには必ずご回答願います。(会期前、会期中、会期後)
- 自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡はできません。
- 搬入～会期～搬出の全日程を通じて会場アテンドをお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。(ただし、短縮会期出品者を除きます。)
- 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
- 模倣品、偽造品、中古品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。※自社で権利を持つものや、既に権利処理済のものは問題ありません。
- ご提供いただいた個人情報、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者等に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェットロホームページ、主催者運営オンラインサイト等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。予めご了承ください。
- 出展に際しての特許・知的財産については事前にご確認ください。
- 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- 全体運営等について主催者から変更の要請・指示があった場合は、ジェットロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。
- 現地への出品物の輸送、見本市場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。

### 【ジャパン・パビリオン】

- ジェットロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
- ジャパン・パビリオンへの出品に際しては、ジェットロにて審査を行います。また、主催者でも別途審査が行われる可能性があります。今回のお申し込みをもって出品決定するわけではございませんのでご了承ください。また、審査結果の詳細については回答できかねますのでご了承ください。
- 「標準ブース」の装飾および施工はジェットロが行い、出品物の展示・陳列は出品者が行います。出品物の展示方法について、周囲ブースとの調和を過度に壊すとジェットロが判断した場合、ジェットロの指示に従っていただきます。
- 当該見本市、ジャパン・パビリオンにおいて発生し得るあらゆる不可測事項については、ジェットロは責任を負いかねます。
- 小間の位置は、出品規模、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。位置決定に際して、ジェットロは出品者より一切の希望・要求を受け付けません。
- **出品料の振込みに要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。**なお、支払額が請求額を下回り所定の期日までに差額の支払がない場合は、出品申込者による出品申し込みの取消とみなします。
- 出品料未納による出品はできません。必ず入金期限までにお支払いください。
- 出品にかかる規則は、本「出品案内書」、ならびに「海外見本市出品要綱」によるものとします。本案内書と海外見本市出品要綱との間に相違がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。
- 戦争、天災、政情不安、感染症等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からジェットロが見本市への参加が不適当もしくは不可能と判断した場合、参加を取りやめることがあります。ジェットロはこれによって生じたいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
- 今後の準備の詳細については、「出品者マニュアル」にて別途ご案内予定です。
- 相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- ジャパン・パビリオン内における火気の使用はガス・電気など加熱方法を問わず禁止します。また、ジャパン・パビリオン内での調理も同様に禁止といたします。(ただし、ステージイベントでのデモンストレーション時のみ電気調理器具を用いた調理は可能。)

## 【治安情勢に係る対応】

今回のお申し込みに際しては、以下内容につきご確認・ご了承のうえでお申し込みいただきますようお願いいたします。

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止又は延期となる場合やその他の事由により参加できなくなる可能性がありますので予めご承知おきください。
- 出展に適合した企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパン・パビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
- 本見本市が中止若しくは延期となった場合や、出品者の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、本見本市への参加のために出品者が支出した費用や本見本市の中止又は延期やその他の事由により不参加となったことに起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限りません。）については、ジェットロはこれを負担しません。ジェットロが出品者から受領した出品料に限り、ジェットロの判断により返金する場合があります。なお、出品者の皆様の出品物の輸送、渡航手配のご都合も踏まえ、実施又は中止、延期の見通しについては、再度ご連絡を行う予定です。
- 5月20日現在、外務省の海外安全情報において、見本市が開催されるラゴス州はレベル2「不要不急の渡航は止めてください」に指定されています。同様の状況は会期中も継続していることが想定されます。現地へご渡航される場合には、事前にご渡航予定人数を含め、お知らせください。セキュリティ上の懸念が少ない宿泊先やご渡航、ご滞在中の注意事項などはご出展、ご渡航が確定した際に改めてお知らせいたします。
- 本案内書記載の内容は、それぞれ、その後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

## 11. キャンセル規定

出品料を入金した後、出品者の自己都合により出品を取消される場合は、押印のある書面にてジェットロにお知らせください。キャンセル料金の発生時期と金額については、下表をご参照ください。

出品取消し受付日	キャンセル料
申込日～2026年8月31日（月）	無し
2026年9月1日（火）～2026年9月30日（水）	50%
2026年10月1日（木）以降、会期中または連絡なしの不参加	100%

- キャンセル料は、入金後は入金いただいた出品料から差し引くこととし、残額を出品者に返金することとします。
- 戦争、政情不安、天災、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- キャンセル料については、メンバー割引を適用できません。
- 相応の理由なしにキャンセルされた場合、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

## 12. 即売および輸送・通関

(1) 本見本市は、主催者により即売が許可されています。但し、販売を行う場合は商品がナイジェリアの法令に基づき要件を満たしていること、加えて販売主体が、ナイジェリア国内で販売行為ができる要件を満たしていることを条件とします。商品によっては、ナイジェリア標準化機構 (SON) または 食品医薬品管理局 (NAFDAC) などの認証が必要とされますのでご注意ください。  
なお、**ナイジェリア国外から参加の場合、ビザとの関係により販売行為に従事することができません。**但し、前述の条件を満たす代理店等がある場合、その限りではありません。  
詳細はジェトロ ラゴス事務所 (E-mail : info\_lagos@jetro.go.jp) にお問い合わせください。

(2) ナイジェリアへの輸送・通関は大変時間がかかりますので、日本から輸送される場合は、できる限り早めに準備されるようお勧めします。  
ご参考 : <https://www.jetro.go.jp/world/africa/ng.html>

## 13. 今後の流れ (予定)

時期	内容
2026年6月30日 (火)	ナイジェリアの消費市場についてのウェビナー
2026年7月17日 (金)	オンラインお申込み期限 <span>STEP1</span> <span>STEP2</span>
2026年7月24日 (金)	「出品申込書・承諾書」提出期限 <span>STEP3</span>
2026年8月初旬	<ul style="list-style-type: none"><li>選考結果通知</li><li>出品内定者への請求書送付</li></ul>
2026年8月19日 (水)	Japan Streetへの登録 <span>個別マッチング希望者のみ</span>
2026年8月28日 (金)	出品料の振込期限
2026年10月頃	出品者説明会 (予定)

## 14. お問い合わせ先・申込み書類提出先

### <日本国外からのお問合せ>

ジェトロ ラゴス事務所

担当 : 柴田、奥

E-mail : info\_lagos@jetro.go.jp

TEL (携帯) : +234-702-579-7871  
+234-913-408-9917

### <日本国内でのお問い合わせ>

ジェトロ 海外展開支援部 フロンティア開拓課

担当 : 新井、水本、山田

E-mail : BDE-event@jetro.go.jp

TEL : 03-3582-5170

## <重要> 代表者印について

お申し込みのSTEP2にてご提出いただく「出品申込書・承諾書」への押印は、以下の見本と同じ印影の印鑑をご使用ください。記入にあたっては「出品申込書・承諾書」作成ガイドも併せてご参照ください。

### 【見本】

<b>【代表者印】</b> 本店所在地の法務局に届出済みの法人の実印	<b>代表取締役印</b> 	株式会社、有限会社等
	<b>理事長印</b> 	社団法人、NPO 法人等
<b>【役職印】</b> 法人名のほかに所属長名が刻印された印鑑		※出品申込権限をお持ちであることが確認できる書面等も併せてご送付ください。

【代表者印のNG例】 以下の印は代表者印に相当しません。

角印、認印	 
-------	---

※原則、角印、認印は承認できませんが、諸事情により代表者印をお持ちでない場合は、ご相談ください。

※個人事業主の方は、各市町村役場に登録されている個人印（実印）を押印ください。